

山口県報

平成17年
7月15日
(金曜日)

目次

告示

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(公務課).....

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(公務課).....

救急病院の認定(医務課).....

漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(漁政課).....

河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....

公告

一般競争入札の実施(公務課).....

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....

認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....

指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課).....

福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

土地改良区役員(農)の届出(農村整備課).....

土地改良事業の完了の届出(農村整備課).....

県営秋穂長沢地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....

県営八ヶ宗地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

選挙告示

政治団体の名称等.....

政治団体の異動事項.....

八七

解散等に係る政治団体の名称等.....

資金管理団体の名称等.....

資金管理団体の異動事項.....

公安委公告

一般競争入札の実施.....

九八八



山口県告示第三百九十六号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

二中「種類は」の下に「、地方税電子申告審査システム導入業務」を加える。

山口県告示第三百九十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気 地方税電子申告用機器」を「電気」に改める。

山口県告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年七月十五日
山口県知事 二井 関 成
名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
山口県厚生農業協同組 下関市豊北町大字滝部三六六九の一 平成二〇、六、一八
合連合会滝部病院

山口県告示第三百九十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十三年山口県告示第四百七十一号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年七月五日限り消滅した。

平成十七年七月十五日
山口県知事 二井 関 成
萩市西部加入区 萩市中部加入区
田万川町加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区

山口県告示第四百号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び美祢土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月十五日
山口県知事 二井 関 成
一 河川の名称
厚狭川水系原川
二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十七年七月十五日
三 廃川敷地等の位置
美祢市西厚保町本郷沖五六三番四
" " " " 五六一番五

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 四二・一〇平方メートル



(三八四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (二) 業務の名称及び数量
 - (三) 業務の内容
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 履行期間
 - (六) 平成十七年九月一日から平成十八年三月三十一日までの間
 - (七) 履行場所
 - (八) 山口県地域振興部情報企画課電子計算機室
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)に基づく資格審査において、システムの設

計及び開発について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成十七年四月一日から平成十七年七月十五日までの間に一に掲げる業務又はこれに類似する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成十七年八月二十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年八月二十六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成十七年八月二十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三一一二七五)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Section in charge of contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: Installation of the electronic declaration examination system for the local tax

(3) Term of the contract: From September 1, 2005 to March 31, 2006

(4) Place of the performance of the service: Information Technology Planning Division, Computer Office, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2275)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 25, 2005

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., August 26, 2005)

(三三五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第一号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年九月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇宙部県民局において公衆の縦覧

に供します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年七月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 デイサービス愛心
代 表 者 の 氏 名 村田 清次
主たる事務所の所在地 吉敷郡阿知須町七九一九番地
三 定款に記載された目的
知的障害児及び知的障害者に対して、地域社会に積極的に進出できるようにするため、知的障害についての理解の醸成及び在宅生活を余儀なくされている方々の社会進出の支援に関する事業を行い、もって地域の人と健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与すること。

(三八六) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社オールライフサポート・生いきいき	防府市国衛五丁目九番一七号	原田訪問看護センター	防府市国衛五丁目九番一七号	平成一七、七、一

(三八七) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
医療法人健仁会	山陽小野田市日出三丁目七番二号	デイサービスセンター滝部温泉	下関市豊北町大字滝部二二〇の一	平成一七、一
社会福祉法人松美会	下関市彦島迫町三丁目一七番二号	アイユウの苑 デイサービスセンターしおはま	彦島田の首町一丁目一番三二号	" "
医療法人社団田町診療所	萩市大字東田町二二の八	田町診療所 デイサービスセンター暖家	萩市大字下五間町四九	" "
株式会社不二ビルサービス	広島市中区八丁堀一五番一〇号	デイサービスセンターふじ防府	防府市高倉一丁目一四番一号	" "

(三八八) 認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人松美会	下関市彦島迫町三丁目一七番二号	アイユウの苑 グループホーム	下関市彦島田の首町一丁目一番三二号	平成一七、一

(三八九) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者
主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業を行う事業所の所在地
指定年月日

株式会社不二ビルサービス	広島市中区八丁堀一五番一〇号	ヘルパーステーションふじ防府	防府市高倉二丁目四番一号	平成一七、七、一
有限会社オールライフサポーター・生きいき	防府市国衛五丁目九番二七号	周防国府ケアプランセンター	国衛五丁目九番二七号	"
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一号	株式会社河村福祉サービス光介護センター	光市木園一丁目五番三十一号	"
有限会社介護舎	光市大字島田一三三七の一	有限会社介護舎	大字島田一三三七の一	"
特定非営利活動法人いろいろの家	玖珂郡由宇町大字神東一六〇三の三	いろいろ居宅介護支援事業所	玖珂郡由宇町大字神東一六〇三の三	"

(三九〇) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年七月十五日
山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所の所在地	廃止年月日
松下ライフエレクトロニクス株式会社	大坂市北区末広町二番四〇号 こすもすめくる 鑄銭司店	平成一七、五、三一

(三九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月四日山口県公告(一一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年七月十五日から同年八月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージュンテンドー厚南店
所在地 宇部市大字中野開作四二〇
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三九二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年七月十五日
山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区	理事の別	氏名	住所
	下松市赤谷土地改良区	理事	中村 英隆	下松市大字下谷二〇〇五の二
	"	"	松村 恭宏	一九三九
	"	"	田村 泰彦	一七〇七の一
	"	"	森本 保明	一八一二
	"	"	原田 清人	一六九一
	"	"	中村 嘉信	一九四七
	"	"	貞久 宏	一八八五
	"	"	中村 勝則	一七八八
	"	"	田中 実	一八一七
	田布施土地改良区	理事	長信 正治	熊毛郡田布施町大字川西五〇八
	"	"	小野 秋生	大字大波野九九〇
	"	"	河内 孝道	五五一の〇
	"	"	伊丸 功	七六九の〇
	"	"	河内 實夫	一四五八

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
福栄土地改良区	理事	齋藤 博男	萩市大字福井上五七二二の五	
下松市赤谷土地改良区	理事	森本 保明	下松市大字下谷一八一二	
"	"	原田 清人	"	一六九一
"	"	貞久 昭人	"	一八六二
"	"	下村 照雄	"	一九八八
"	"	貞久 武夫	"	二六九の三七
"	"	仁谷 是人	"	一八七〇
"	"	田村 文彦	"	一七〇七の一
"	"	中村 嘉信	"	一九四七
"	"	中村 英隆	"	二〇〇五の二
田布施土地改良区	理事	長信 正治	熊毛郡田布施町大字川西五〇八	
"	"	小野 秋生	"	大字大波野九九〇
"	"	河内 實夫	"	一四五八
"	"	小野 正人	"	一一六の
"	"	木村 俊幸	大字上田布施二二九九	
"	"	國重 太郎	大字大波野二二四七	
二 退任した役員		普喜 幸也	玖珂郡周東町大字田尻一〇九六	
"	"	小野 正人	大字大波野二一六の	
"	"	鳥越 幸春	熊毛郡田布施町大字上田布施一九一〇	
"	"	河村 幸男	光市光井四丁目三番一五号	
"	"	末廣 悟	"	二二三八三
"	"	國重 太郎	大字大波野二二四七	
"	"	石原 義一	一の二	二四六
"	"	木村 俊幸	熊毛郡田布施町大字上田布施二二九九	
"	"	大上 茂	柳井市余田六三三	
"	"	山本 健司	の五	二二七四

土地改良区名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
玖珂郡周東町高森土地改良区	宇谷地区かんがい排水	平成一四、一一、三〇	平成一五、一、一五
"	小川地区かんがい排水	平成一五、" 二八	平成一六、" 三〇
玖珂郡周東町千束土地改良区	周東中部(千束)地区農道の整備	平成一四、六、二六	平成一七、二、二八
玖珂郡周東町中曾根土地改良区	周東中部(中曾根)地区農道の整備	平成一五、" 三	平成一七、三、二二
周東町	周東中部(鳴川)地区かんがい排水	平成一四、" 二六	平成一六、二、二〇
"	周東中部(中久宗一)地区かんがい排水	"	平成一七、三、二二
"	周東中部(中久宗二)地区かんがい排水	"	平成一六、一、三〇

(三九三) 土地改良事業の工事の完了の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
 平成十七年七月十五日 山口県知事 二井 関 成

(三九四) 県営秋穂長沢地区ため池等整備事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営秋穂長沢地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五

項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営秋穂長沢地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年七月十九日から同年八月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三九五) 県営八ヶ宗地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営八ヶ宗地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用
する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営八ヶ宗地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年七月十九日から同年八月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三九六) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に
規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法
第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画公園二・二・五花園町公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が
あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年七月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	住たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届月日)
自民党山口県支部	宮川 英之	関矢 鐘雄	山口市大字大内矢田918の10		平成17、6、27
井関総後援会	関屋 昌三	森田 哲弘	萩市大字江崎1023		" " 14
伊藤みのるサポーターズクラブ	田中 良晃	福田セツ子	山陽小野田市大字厚狭116の10		" " 8
えとう弘光後援会	原川 盛夫	河本 建二	" 番18号 福荷町12		" " 1
河野朋子後援会	河野 和明	川上 晴美	" 番4号 共和台4		" " 6
郷を考える会	原 光孝	岡 卓	萩市大字紫福3210		" " 27
柴田保史後援会	佐伯 正範	柴田ニエ子	" 大字福井下835の2		" " 29
藤井ただし後援会	藤井 禎	藤井 順子	玖珂郡美川町大字小川832		" " 1
三浦のぼる後援会	岩本 恒男	三浦 涉	宇部市東琴芝1丁目2番12号		" " 10
三浦のぼる新世代政治倶楽部	三浦 昇	"	" " " "		" " "

未来創造政経研 研究会	平岡 秀夫	穴水 正義	岩国市車町1丁目13番 13号	"	"	23
----------------	-------	-------	--------------------	---	---	----

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十九条第一項の規定による開示を受けた政治団体の届出事項は、次のとおりである。

平成十七年七月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理課 田 邊 匠

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党豊浦支部	事務所 代表者	下関市豊浦町 大字川棚7775	下関市豊浦町 豊洋台1丁目 1609	平成17、 6、13
自由民主党美和支部	代表者	西村 幸博	上村 博雅	"
	会計責任者	松田 昌廣	中村 定男	
自由民主党山口県阿武郡第一支部	事務所	玖珂郡美和町 大字法前631	玖珂郡美和町 大字法前1737	"
	代表者	萩市大字下小 川991	阿武郡田万川 町大字下小川 991	
自由民主党山口県大島郡第一支部	事務所	大島郡周防大 島町大字西方 1914の1	大島郡東和町 大字西方1914 の1	"
	代表者	三浦 昇	岩本 晋	
民主党山口県第3区総支部	事務所	宇部市東琴芝 1丁目2番12 号	宇部市大字際 波412の71	"
	代表者	山陽小野田市 大字西高泊 1351の8	小野田市大字 西高泊1351の 8	
小野泰後援会	代表者	"	"	"
	事務所	1787の13	1787の 13	
活力ある県中央核都市を創る会	代表者	"	"	"
	事務所	吉敷郡小郡町 大字下郷2112	吉敷郡小郡町 大字下郷2278 の5	
新藤精二後援会	代表者	"	"	"
	事務所	山陽小野田市 大字鴨庄18の 6	厚狭郡山陽町 大字鴨庄18の 6	

二歩材臣後援会	会計責任者	菊川 道利	菊川 喜久雄	"	"	1
	事務所	山陽小野田市 大字都583の 2	厚狭郡山陽町 大字都583の 2			
福田裕後援会	会計責任者	松本 信子	佐々野清二	"	"	2
	代表者	福吉 正幸	新田 保夫			
松岡啓祐後援会	代表者	福吉 正幸	新田 保夫	"	"	16
	会計責任者	大本 克成	大本 與			
安永巧後援会	代表者	吉永 典義	和田 安晃	"	"	24
	名 称	山口県看護連 盟	日本看護連盟 山口県支部			
山口県看護連盟	代表者	山下 好子	立石 護	"	"	1、28
	会計責任者	山陽小野田市 叶松2丁目5 番1号	小野田市叶松 2丁目5番1 号			
山田伸幸後援会	代表者	濱野 洋治	保田 浩平	"	"	6、14
	事務所	山陽小野田市 叶松2丁目5 番1号	小野田市叶松 2丁目5番1 号			
渡吉弘後援会	代表者	濱野 洋治	保田 浩平	"	"	1

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十九条第一項の規定による開示を受けた政治団体の届出事項は、次のとおりである。

平成十七年七月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理課 田 邊 匠

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
中村博後援会	大西 友治	中村 政子	下関市菊川町大字上岡枝1452	平成16、 12、31

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による開示

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年七月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	種別
		名	額			
三浦 昇	衆議院議員	三浦のぼる新世代政治倶楽部		宇部市東琴芝1丁目2番12号	三浦 昇	平成17、10

山口県選挙管理委員会公告第三百四二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十七年七月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項		種別
			異動の種別	内容	
小野 泰	山陽小野田市議会議員	小野泰後援会	新	山陽小野田市大字西高泊1787の13	平成17、6、1



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

指紋自動識別システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成十八年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部刑事部鑑識課ほか十七箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十五年山口県告示第三百二十八号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十七年山口県告示第五十九号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(一) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(二) 受領期限

平成十七年八月二十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年八月二十五日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十七年八月二十五日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部刑事部鑑識課(電話〇八三一九三三〇一一〇

内線四六二二三)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System, 1 set

(3) Use term: 1 January 2006 to 31 December 2011

(4) Use place: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters and 17 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters, 1-1 Taki-nachi, Yamaguchi-shi (TEL 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. 24 August 2005 (In case of bringing a tender: 10:30 A.M. 25 August 2005)

平成十七年七月十五日印刷
平成十七年七月十五日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)